

決算審査特別委員会記録（市民環境委員会所管分）

日 時	令和3年10月27日（水） 午後1時 ～ 午後1時26分 午後1時31分 ～ 午後2時 午後2時5分 ～ 午後2時33分 午後2時38分 ～ 午後3時7分 午後3時12分 ～ 午後3時48分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○阿比留義顯 岡田 智佳 小川百合子 桜田慎太郎 佐藤 浩 中島 俊 福元 愛 松本 寛道 村越 誠 矢澤 英雄 渡部 和子
委員外出席者	（傍聴） 浜田智香子 林 紗絵子
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（鬼沢徹雄） 地域づくり推進部長（小貫省三） 広報広聴課長（宮本 等） 協働推進課長（仁尾順一） 地域支援課長（吉田 敬） スポーツ課長（黒須美浩） 市民生活部長（中山浩二） 次長兼保険年金課長（谷口恵子） 市民課長（石田 清） 消費生活センター所長（諏訪部正敏） 柏駅前行政サービスセンター所長（牧野共子） 環境部長（永塚洋一） 次長兼環境政策課長（鈴木茂美） 廃棄物政策課長（原 晃一） 環境サービス課長（小池久美子） 北部クリーンセンター所長（前田典彦） 南部クリーンセンター所長（橋爪良洋） 水道事業管理者（成嶋正俊） 次長兼総務課長（荒巻幸男） 総務課専任副参事（柴岡 淳） 配水課長（柳本哲也） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

---

○委員長 本日は、市民環境委員会所管分を審査します。

委員長からお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。また、資料を閲覧するため委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には操作音等を発しないよう御注意をお願いします。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

執行部にお願いいたします。御覧のようにモニターにて残り時間を表示いたしますので、執行部の皆様も御確認いただき、簡潔な答弁に御協力ください。また、答弁に当たりましては、答弁ができる人から委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を受けた上で、所属、名前を発言の上、長い答弁にならないようお願いいたします。

なお、執行部に反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。反問とそれに対する委員の答弁は、委員の質問の持ち時間には含めないものとします。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

---

○委員長 それでは、これより市民環境委員会所管分について審査を行います。

最初に、柏清風、村越委員、どうぞ。

○村越 よろしく申し上げます。初めに、環境美化推進事業について質問をします。この令和2年度の主要な施策や概要、成果を求めますけども、実際にどのようなことを中心に活動が行われたかをまたお願いしたいと思います。

○環境サービス課長 環境美化推進事業についてお答えいたします。環境美化推進事業につきましては、ごみのぼい捨てであるとか不法投棄対策等を主に行っております。以上です。

○村越 ぼい捨て、不法投棄について令和2年度いろんな取組が行われたと思うんですけども、この2つについてはどのような成果というか、結果が出ているのでしょうか、お願いします。

○環境サービス課長 まず、不法投棄の現状と施策の効果についてでございますが、不法投棄の認知件数といたしましては令和2年度が208件と、直近5年間の平均は約200件でございます。ピークであった平成23年度と比較すると大体30%から40%程度減少しております。しかしながら、まだまだ不法投棄は後を絶たないのが課題でございます。

ぼい捨てに関しましても路上喫煙等防止指導員が巡回等を行っております。指導等を行っております。こちらのほうも10年前等と比べますとかなり減少しており

ますが、また令和2年度につきましてはコロナ禍の影響等もございますので、ここ数年は注視してまいりたいと思います。地道に活動を行ってまいります。以上です。

○村越 その不法投棄、ごみの処理とか電化製品等のことがあるんですけども、こういった不法投棄によって強制処分とか警察介入とか裁判等に入ったという、そういったことは令和2年度はありますか。

○環境サービス課長 一般廃棄物の関係では裁判等に入ったことはございません。なかなか投棄者というのが判明できないというところではありますが、判明できるものは警察等と連携して対応しているところがございます。以上です。

○村越 いろんな林野部分についても不法投棄が多い現状がありますので、中にはカメラ等の設置もあって抑制されているし、ただ残った部分が片づけられない状況もあると思います。今後そういった対策とともに、タイヤが山積みされた部分なんかの対応について御検討いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

続いて、手賀沼の浄化対策事業についてお願ひします。なお、一部割愛することもありますがお願ひします。では、令和2年度どのような事業が行われていたかということをお願ひします。

○次長兼環境政策課長 令和2年度の事業でございますが、手水協の主な事業といたしましては、手賀沼に流入する排水路に流れている水を浄化するための施設の運営管理維持、ナガエツルノゲイトウやハス等の水生植物調査、生物観察会や講演会、水質浄化へ向けたポスターコンクール等による啓発事業などがございます。以上です。

○村越 今出たナガエツルノゲイトウは、地球上で最悪の侵略植物と言われています。これは、令和2年度大変増加したような傾向だったんでしょうか。

○次長兼環境政策課長 令和2年度から特に発生したというものではございませんが、こちらは千葉県を中心にその駆除に実質的に始められたという年度に当たっております。以上です。

○村越 ナガエツルノゲイトウは、最近畑のほうにも、または水田のほうにも入っているというような情報もあって、農家の方もいろいろ心配している傾向があるんですけども、県と協力して早めに対応のほうをお願ひしたいと思ひます。以上です。

では、続いて地域コミュニティ施設等の再建について質問します。ふるさとセンター整備事業、これも併せて行いたいと思ひます。令和2年度の成果からいろんな検証が進んだことと思われます。その中で、コミュニティ施設について市民からの声も含めて課題が挙がったことではないかと思ひます。そういった現状についてどのような対応を進めていくのか、また他市のことで何か状況があればお話しいただきたいと思ひます。

○地域支援課長 コミュニティ施設の推進事業につきましては、報告書の67ページにある一覧のような形でいろんな各町会のふるさと会館等の整備に充てていただきました。町会等の負担軽減を行うことで地域コミュニティの維持、活性化につなが

ったと考えておりますが、今後も、今まで新築、改築等の維持に充てていきましたが、土地の借り上げやセンターの借り上げ等、そういった部分にも事業にも力を注いでいきたいというふうに考えております。以上です。

○村越 このコミュニティ施設等で柏市のいろんな地域の中では欲しいとか存続、修繕をお願いしたいというような意見が上がっていて、恐らくさっきの表のように順番にやっていることだとも思うんですけども、ただ地域によっては団体のほうの人数がだんだん減ってきていて、補助をいただいてもできないところもあると思います。これ意見ですけども、そういったところについても今後どのように支援していくのか、いただけるのか、そういったところを考えて、または各町会、自治会等にも連絡をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

じゃ、続いて柏駅前行政サービスセンターの管理運営事業について質問します。柏駅前、丸井の中にこれがあって、管理運営事業が行われていると思うんですけども、令和2年度の業務の内容、または効果、そういったところをちょっとお話ししていただきたいと思います。

○柏駅前行政サービスセンター所長 センターのほうでは、ほかの出張所同様に住民票、戸籍、税証明の発行や住民異動届、戸籍の届出の受付、国民健康保険への加入、脱退などの手続や納付などの受付を取り扱っております。令和2年度につきましては、コロナ禍ということもありまして、年度の初めのほうはかなり件数が減少いたしました。その後は例年どおりの数字にやや戻っているところです。以上です。

○村越 このサービスセンターの受付のスペースというか、または業務スペース等は、これはどういうふうになって、どういう状況でしょうか、お願いします。

○柏駅前行政サービスセンター所長 業務内容の拡充や利用件数の増加に対しまして拡充を図ってきたところですが、現在新型コロナウイルス感染症対策の観点からも待合室を1人空けて座っていただくなど、そういったことが求められています。また、さらなる待ち時間の短縮などもありますので、密にならないよう適切に活用していくため、施設内動線や案内看板の見直しなどの再検討を重ねているところです。以上です。

○村越 市民からのアンケート結果等、または要望などがもしあったら、あったらで構わないので、教えていただきたいと思います。

○柏駅前行政サービスセンター所長 近年は、残念ながらアンケートを取っているということはないんですが、窓口にお越しの皆様からは今のところ非常に利便がいいということについてはよい感触を受けています。ただ、やはり多くのお客様がいらっしゃると思いますので、より多くの業務が駅前でごなせればというお声を聞くのも実際のところです。以上です。

○村越 土曜日も営業しているとも思うんですけども、そういった意味で市民のほうからは利用しやすい状況があると思います。これは意見ですけども、今後さっきの業務の拡大とか、それから動線、または作業のスペース、または待合所のいろんな

な安全対策なども考えていただいて、さらに市民へのサービスの向上を進めていただけるようよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

---

○委員長 続いて、桜田委員、どうぞ。

○桜田 よろしくお願ひいたします。通告に従い、質問させていただきます。まず、報告書の44ページ、広報活動事業についてお伺ひいたします。柏市のオフィシャルウェブサイトのリニューアルしましたが、リニューアルをするに当たっての特色や力を入れたところを御説明ください。

○広報広聴課長 柏市のホームページを見ていただく方の約7割がスマートフォンで見られていることが分かっております。このようなことから、スマートフォンで見ても、タブレットで見ても、パソコンで見ても見やすい画面、レスポンスウェブデザインというそうなんですけれども、こういった画面をまず導入しております。また、前のホームページの課題でありました知りたい情報にたどり着きにくい、類似ページが多数存在していて分かりにくいといった課題を解決すること、それから市のホームページを見ていただいている方の中で住民票、ごみの出し方、施設、この3つに関するページというのが大体8割方の方が見られているということが分かっておりますので、これらに関するページをきちんと整理することで満足度を上げるということに取り組みました。以上でございます。

○桜田 リニューアル後の市民からの使いやすさや内容等の評価はどうでしょうか、お聞かせください。

○広報広聴課長 リニューアル後それほど多くの御意見をまだ頂戴しているわけではありませんけれども、やはり見た目大きく変えておりますので、スマートフォンで見たときに見やすくなったという御意見はいただいております。一方、これまでのホームページに慣れていた方からすると、ちょっと逆にどこにあるか分からないというような御意見もいただいております。ただ、慣れるまでには一定の時間がかかるかなということも考えておりますのと、ホームページの修正についてはリニューアルで終わりというふうには考えておりませんので、引き続き見直しをしていきたいと考えております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続き市民の皆様の要望に応えられるようなウェブサイト作りや更新等のお取組をお願ひいたします。

続きまして、報告書の47ページ、スポーツ推進事業についてお伺ひいたします。手賀沼エコマラソンについてです。令和2年度は中止となっておりますが、手賀沼エコマラソン実行委員会負担金の内訳をお示しくください。

○スポーツ課長 まず、大会については中止となりましたが、大会の事務局は業務を縮小の上、関係者や参加予定者への周知、次年度に向けて事業計画や予算の作成などを行っておりました。つきましては、そういった事務局の運営に必要な人件費及び諸経費、例えばファクシミリの借り上げ料ですとか車両の借り上げ料、そういった運営に必要な経費に充てたものです。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございました。引き続き来年度に向けてお取組のほどよろしく願いいたします。

次に、報告書の48ページ、スポーツ施設予約システム事業についてお伺いいたします。前年度決算額よりも増加しましたが、公共施設予約システムの入替は定期的に行っているものなのでしょうか、お聞かせください。

○スポーツ課長 システムの入替については、スポーツ施設のほか近隣センター、中央公民館、パレット柏を一括して公共施設予約システムとして富士通株式会社とリース契約をしていたところです。今般契約期間の5年間で満了したため入替をしたところです。以上です。

○桜田 こちらのようなものに替えたのかお聞かせください。

○スポーツ課長 入替後のシステムにつきましては、例えばシステム画面の展開やレイアウトなどの変更はありましたが、運用や利用方法については特段の変更はございません。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

次に、同じく報告書の48ページ、スポーツ施設整備事業についてお伺いいたします。中央体育館の改修工事を行ったが、t o t o助成による補助金の活用状況、内訳をお示しくください。

○スポーツ課長 中央体育館改修工事に対し助成をいたしまして、金額としては7,373万4,000円の歳入として入ったところです。以上です。

○桜田 助成対象事業の要件はどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○スポーツ課長 助成の対象となる事業は、スポーツの振興に寄与するスポーツ施設や学校開放施設の整備のほか、スポーツ行事をはじめとした諸活動などソフト面に対するものもあり、幅広いものになっております。以上です。

○桜田 例えばどのようなものが対象になりますでしょうか。

○スポーツ課長 基本的にはスポーツ施設、今回の改修工事とかもあったんですが、リニューアルとか増改築、そのほか学校体育施設ということで、体育館の構造とか、改修とかそういった変更があった場合に使うものとして考えております。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございました。引き続きこちらの制度をさらに活用していただきたいと思います。

次に、報告書の67ページ、ふるさとセンター整備事業についてお伺いいたします。前年度決算額よりも増額しましたが、増額した理由や例年の活用状況をお聞かせください。

○地域支援課長 元年度から2年度にかけて増額がありましたのは、全体の件数についてはさほど変わってはいないんですけども、元年度にはなかった新築の工事が2件ありました関係で増額になっております。活用状況としましては、新築のふるさとセンター、それから維持修繕等の改修工事、そのほか借り上げ等に補助金を充

ていただいております。以上です。

○桜田 ふるさとセンター整備事業補助金ですが、補助対象要件として以前に修繕工事を実施している場合、補助を受けた年度の翌年から起算して5年以上経過していることとありますが、修繕の補助は例えば今年は屋根や壁の塗装をやって、3年後に床をバリアフリーにしてスロープを設置しようという感じに修繕箇所が違えば続けて使えますでしょうか。

○地域支援課長 原則としましては、同じ建物には5年経過を求めているところなんですけども、例えば災害等によって安全に利用することが困難になった等の場合につきましては、柔軟に対応するようにさせていただいております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。

次に、報告書の94ページ、環境美化推進事業についてお伺いたします。前年度決算額よりも増額した要因をお聞かせください。

○環境サービス課長 環境美化推進事業につきまして事業費が前年度と比較して増加した要因につきましては、会計年度任用職員制度の導入による人件費が主な増加の原因でございます。期末手当の支給が加わったこと、また賃金単価が上昇した等が大きく影響しております。全部で会計年度任用職員こちらの事業では計16名おります。以上です。

○桜田 過料現金徴収件数が令和元年度よりも減った要因をお聞かせください。

○環境サービス課長 前年度より過料が減少した理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染防止対策により外出が抑制され、人の流れが減少したことが原因の一つと考えられます。引き続き喫煙者の方にはマナーの理解を求めていくとともに、注意看板の設置や路面シールの貼付等で、また注意喚起の音声放送やデジタルサイネージなどによる周知啓発を行ってまいります。以上です。

○桜田 次に、不法投棄処理件数と処理量が増えましたが、そちらの要因をお聞かせください。

○環境サービス課長 不法投棄の処理件数、処理量が前年度より増加した理由につきましてですが、こちらにも新型コロナウイルスの感染防止対策により外出が抑制され、宅内の処分、ごみ量が増加したことが原因と考えられます。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございます。令和2年度は、コロナ禍の影響が大きいとのことでしたが、引き続きお取組のほどよろしくお願いたします。

次に、報告書の95ページ、合併処理浄化槽設置普及事業についてお伺いたします。前年度決算額よりも増額した要因をお聞かせください。

○次長兼環境政策課長 令和2年度につきましては、補助制度を一部変更いたしました。もともと国、県、市の財源によりまして個人負担がおおむね6割になるように制度設計しておりますが、敷地が広い場合など配管などの附帯設備にかなりの費用が伴います。このため市では自己負担額の軽減策といたしまして、令和2年度より台所やトイレと合併処理浄化槽をつなぐ配管工事を補助対象に加えたものでございます。最大で単独処理浄化槽からの転換では30万円、くみ取り式トイレからでは

20万円というような補助内容となっております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。効果が出ておりますので、引き続き普及拡大に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、報告書の97ページ、環境政策推進事業についてお伺いたします。柏市エコハウス促進総合補助についてですが、太陽光発電設備単独での補助は減少傾向にあります。卒FIT対策を含め令和2年度の利用傾向をお聞かせください。

○次長兼環境政策課長 前年との比較になりますが、全体で107件の減となっております。交付実績で約292万2,000円の減となっております。施設対象別の内訳ですと増加したものは蓄電池のみで24件の増、240万円の増となりました。ほかにつきましては減少の傾向となっております。この太陽光発電設備の単独分が大幅に減少したんですが、この減少の状況でございますが、44件減で232万4,000円の減となっております。こちらにつきましては、令和元年11月から家庭用の太陽光発電設備の10年間の固定価格買取期間が順次終わりましたことで高値での売買収入が見込めなくなったことが原因と推測しております。以上でございます。

○桜田 ありがとうございます。引き続きの効果を期待しております。質問は以上となります。

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。再開は5分後とします。

午後 1時26分休憩

○

午後 1時31分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。続いて、福元委員、どうぞ。

○福元 よろしくお伺いたします。一部割愛の上、通告に従い質問いたします。報告書44、広報活動事業について伺います。ホームページの運営についてリニューアル前の状況と比較し、アクセス件数の変化はいかがでしょうか。また、桜田委員も触れられていましたけれども、市民の反応及び効果についてはいかがでしょうか、改めて詳しくお示しください。

○広報広聴課長 リニューアル後とリニューアル前のアクセス数についてなんですけれども、これはリニューアルをしたから変化があったという形ではなくて、恐らくなんですけれども、新型コロナウイルスの影響が大きいのかなというふうに考えております。新型コロナウイルスの影響のなかった令和元年度のアクセス数と現在のアクセス数を比較しますと、現在のほうが2.8倍のアクセス数となっております。また、現在どのようなページを市民の方が見られているかということを見ても、上位10位のうち9つ、ほとんどが新型コロナウイルスの関連ページとなっていることから、やはり新型コロナウイルスのページについてのアクセス数が多いのかなと。また、このようなことから、新型コロナウイルスに関心を持った方が今までホームページを見られていなかった方もアクセスをしていただけるようになったのではないのかなというふうに分析しております。



効果につきましては、すみません、繰り返しになりますけれども、すみません、こちらのほうにいただいている御意見というのはそれほど多くはないんですけれども、やはり見た目というところが大きく変わっておりますので、スマートフォンで見たときに見やすくなったね、かっこよくなったねというような御意見、それから今までホームページを慣れて見ていただいていた方からは、逆に目的のページがどこにあるのか分からないというような御意見もいただいております。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。リニューアルというタイミングもあって、内容的なところでの各部署との連携がなおのこと重要と考えますが、今後の取組をどのように想定していますか、お示してください。

○広報広聴課長 おっしゃるとおり、各ページにつきましては、部署ごとに作成をしていただいております。部署ごとにやはり温度差が出てしまわないように、作り込みに温度差が出てしまわないように、均一になるように研修であるとか、あと質問を多く受けるようなものについてはフィードバックをすることによって、レベルを合わせていくように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。市民目線で、なるべく同じような状況でホームページが市民の目に入るように引き続き継続的なお取組のほどお願いいたします。

では次に、報告書54ページ、戸籍住民基本台帳事務事業についての中からご遺族支援コーナーの開設について伺います。事業の進捗はいかがでしょうか。また、効果についてお示してください。

○市民課長 まず、こちらのご遺族支援コーナーの開設した効果についてなんですけれど、コーナー開設を機に各種手続をより詳しく御案内するためのおくやみガイドブックの冊子を作成し、死亡届が提出された際にお渡しすることとしました。この冊子では、1ページ目にご遺族支援コーナーの窓口と問合せ先、電話番号などを掲載し、当コーナーを最初の相談窓口として御案内しております。また、当コーナーに御相談いただき、来庁の御予約をお受けした際は、事前に関係部署と情報連携を図り、当日はスムーズな御案内を行うことが可能となり、各種手続における御遺族の方の不安解消と負担軽減につながったものと考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。今後に向けての見直しや事業を今までやってきて1年ほどですけれども、改善点等についてはいかがでしょうか、お示してください。

○市民課長 1年を経過しての見直し点についてなんですけれど、まずご遺族支援コーナーでお配りしております、おくやみガイドブック、こちらのほうの改訂を図りまして、ガイドブックで案内しております各種手続、こちらについて沼南支所や出張所でできるか、できないか等を明確に表記するなど、冊子のほうの工夫を図りました。また、アンケートの回答からは、おおむね御満足いただいている回答も多いんですけれど、やはり1か所で済ますことができればなおよいといった御意見もいただいております、市民生活部の手続についてはご遺族支援コーナーで手続が済むよう行っておるところではございますが、今後もしもご遺族支援コーナーでできる手続の

拡大と御遺族の方の負担軽減に向けた検討が必要と考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。引き続き継続的なお取組のほどお願いいたします。

では、報告書66、近隣センター施設修繕事業について伺います。事業の進捗と今後の見通しについてはいかがでしょうか。年度によって工事の規模等について状況は様々だと思うんですけども、今後の見込み等についてもお示してください。

○地域支援課長 近隣センターの修繕につきましては、短期保全計画に基づいて進めております。建物の最低限の機能であります防水や電気設備の更新、空調の改修を計画に行っているものです。今後や進捗についてですが、保全計画に基づきましておおむね計画どおりに進んでおります。おおむねと申し上げましたのは、各施設の老朽化が著しいことから、近年では予想しなかった空調設備の大規模な突発的な修繕が発生する場合があります。そういった場合は、多少順番を入れ替えて工事を行うこともあります。順調に進んでいると思っておりますし、これからも計画的に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○福元 ありがとうございます。引き続き継続的なお取組のほどお願いいたします。

では、移ります。報告書104、ごみ減量化推進事業について伺います。1つ目、新しい生活様式に伴うごみの正しい分別についての具体についてお示してください。

○廃棄物政策課長 こちらにつきましては、クルクルクリーンかしわという広報紙、ごみ減量の広報紙でございますが、現状におきましてコロナ禍ということもございまして、市民の方々の在宅時間が増えたと。これに伴いましてテークアウトであったり、宅配、デリバリーの需要が増えたと。そんな中で家庭ごみも増加して、誤ったごみの捨て方も散見されたということで、この新しい生活様式に伴うごみの正しい分別ということで周知を図るために掲載したものでございます。具体的に申し上げますと、ごみの出し方の基本をはじめとしまして、増加したごみを減量する方法、これは食品の購入時であったり、調理時の減量方法、こういったものを紹介したり、あるいはネット通販利用時の商品到着後のごみの分別であったり、テークアウト、宅配利用時のごみの分別、こういった内容について掲載して、周知を図ったものでございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。生ごみ処理容器等購入費補助については、機械式の補助件数が増えていますが、現況についてお示してください。また、これが普及することによって期待されるのはどのようなことでしょうか。あわせて、今後の周知啓発についてどう行っていかれるか、お示してください。

○廃棄物政策課長 生ごみ処理容器の購入費補助ということで、機械式の購入が増えた理由でございますが、コロナ禍ということで在宅時間が増えて、やはりごみに対する意識の高い市民の方が増えて、またこういった傾向というのは全国的にも同じような傾向でございましたので、テレビ番組であったり、テレビショッピングなどで機械乾燥式の生ごみ処理機が紹介されたということが機械式の購入が増えた主な要因だというふうに考えております。また、処理機の普及によってのメリット、期待されるメリットでございますが、2点ございまして、1つ目でございますが、

やはり市民の減量意識であったりとか資源循環の意識というところが高まると、これが期待できる1点目でございます。また、2点目でございますが、生ごみを堆肥化して、あるいは水分を蒸発させてごみを減量化させるということになりますと、可燃ごみとして清掃工場で焼却されるごみ量が減るということ、この2点が期待される効果かなというふうに考えております。また、今後の周知ということについてお答えしますと、現状におきましてもこの生ごみ処理機の補助申請につきましては、コロナ禍ということで増加をしている傾向でございます。したがって、当面はこれまでと同様のホームページ、広報、こういったところでの周知を行うことで普及促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。では、移ります。報告書105から107、じんかい収集事業について伺います。今般聞き取りの際に当方が指摘させていただきましたごみの搬入量、北部の表における市収集量の合計及び総合計については、適切に訂正、御対応くださり、ありがとうございます。今後は、なお一層確認を十分していただけるようお願いいたします。

1つ目質問行きます。北部は令和元年度の2万6,591トンに対し、令和2年度は2万7,719トン、南部は3万4,420トンに対し、3万5,842トンということで、ごみの収集量は増加傾向ですけれども、コロナ禍におけるごみの収集の現況についてお示してください。また、課題や今後の見通しについても併せてお示してください。

○廃棄物政策課長 コロナ禍ということでのごみの発生状況ということでお答えいたします。家庭系のごみにつきましては、前年比でございますが、105%ということで増加をしております。事業系のごみにつきましては、前年比87%ということで大幅に減少しているという、そういう傾向がございます、トータル、合計といたしましては前年比99%とほぼ同程度というごみ量となっております。今後のごみの発生の見通しでございますが、やはりコロナが収束していくにつれて、以前の排出状況に近づいていくということが一定程度はもう予想されるのかなと思っております。一方で生活様式が根本的に変わってしまった部分というのがございます。例えば買物時につきましてはネット通販を活用するというような機会が増えて、やはり今現在もそうなんです、段ボールの排出量が多い状態というのがございます。こういった傾向というのは、コロナ後においても一定程度はまた続いていくのかなと思っております。いずれにしましても、今後ごみの排出動向というのは、コロナ以前から変わってきている状況でございますので、引き続き注視してまいりたいと考えております。また、今後の課題というところについても少し触れさせていただきますと、現状でコロナの状況で先ほどごみの発生量について触れさせていただきましたが、全体としてはほぼほぼ前年比と変わらずということと、家庭系のごみが増加したということで、若干これも105%ということですので、市の収集体制であったり、処理の能力に大きな影響がないということで、現状においてごみの収集、処理に関しての大きな課題等はございません。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。ごみ出し困難者支援収集事業について事業の進捗

はいかがですか。また、地域の取組とのすみ分けについてどのように考えていますか。課題等どう検証し、今後に生かしますか、お示してください。

○**廃棄物政策課長** ごみ出し困難者支援収集について進捗状況についてですが、令和2年度末の利用者数は71件となっております。今年度9月末ということで、先月末でございますが、この利用者数は122件まで増えております。毎月大体6件から10件程度とコンスタントに申請が寄せられているということで、利用者数については増加を続けているというところでございます。申請の受付から認定手続、そしてごみの収集ともに順調に現状で運営をしているという状況でございます。そして、地域コミュニティ活動、具体的に言いますと、たすけあいサービスというサービスが地域でございますが、こちらとのすみ分けについての御質問です。市の行うごみ出し困難者支援収集につきましては、要介護3以上のごみ出し困難度が比較的高め、重めの方を対象としております。これに対しまして、たすけあいサービスのほう、地域の活動のほうにつきましては、比較のごみ出し困難度の軽い方、低い方を対象にさせていただくということを念頭に制度設計をしたものでございます。今後の課題ということでお答えいたしますが、昨年度、今年度ともそうなのですが、コロナの影響ということで、昨年度特に10月から開始した制度でございまして、町会長会議等対面形式での説明というのがなかなかできなかったというところが課題としてございます。こういったことから今後につきましては、コロナの感染状況というところもまた見ながらということになります。改めて当初予定していたようなもし対面形式での説明の場が設けられるようであればそちらを活用しながら、支援を必要とされる方に漏れなく支援できるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○**福元** ありがとうございます。引き続きのお取組のほどお願いいたします。以上です。

---

○**委員長** 続きまして、阿比留委員、どうぞ。

○**阿比留** よろしく申し上げます。ご遺族支援コーナーについてはパスします。報告書95、6ページの公害調査測定事業について伺います。測定をするだけの事業のように見受けられますけども、結果はどういうふうを活用しているのでしょうか。

○**次長兼環境政策課長** 事業の概要少しお話しさせていただきますと、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の各法令に基づきまして、大気測定局や河川等の定点を設定した箇所におきまして大気汚染物質や河川、地下水等の水質、主要幹線道路の自動車騒音等の監視や法令等の規制が適用される工場等への立入検査を行いまして、排出基準や排水基準が遵守されているか確認を行っております。委員御質問の測定結果の活用につきましては、例えば光化学スモッグ等の発生時や水質事故などの河川等への汚染物質流出等におきまして、測定した汚染物質等の濃度が基準値等を超過する事案が発生した場合、健康被害が発生しないよう市民や関係機関等へ周知等の対応や原因者特定のための判断基準として活用等をしております。また、発生源

の対策といたしましては、法令等の規制が適用される工場等への立入検査を行いまして、測定した汚染物質が規制基準を遵守しているかを確認しております。このほか市民等への情報提供といたしまして、測定結果や光化学スモッグ注意報の発令状況等の情報を即時にホームページ上で公開しております。また年1回発行する環境白書というものがございまして、そちらのほうでも調査結果や測定結果を掲載し、市民や事業者の皆様等への情報提供をするなど、このほか本市といたしましても環境施策等を行うに当たりましての基礎資料といたしまして活用をしております。以上です。

○阿比留 数年にわたって基準を超えている数値も何件かあるみたいなのですが、こちら辺はそのままほっておいてよろしいのでしょうか。

○次長兼環境政策課長 一例を申し上げますと、道路交通振動の基準値は超えております。例えば国道6号の振動は基準値内なのですが、基準値を超過しているものも継続して調査をしております。こちらにつきましては、交通騒音等の調査につきましては騒音規制法という法律がございまして、常時監視するようというところで、中核市として主要幹線につきまして継続的に監視をしておるものでございます。騒音と同時に振動と交通量の調査も行っております。しかしながら、道路交通騒音のように環境基準の設定がございません。なので、本市といたしましては、振動規制法の規定に基づきまして要請限度値、測定に基づく要請というのがございまして、それを目安にいろいろ判断しているところでございますが、こういった数値を活用するに当たりましては、例えば国道16号線におきまして夜間の時間帯において要請限度値を超過しておりますが、道路管理者や都道府県の公安委員会等に道路交通振動の防止するための措置を要請することができるんですが、この場合には振動規制法16条というのがございまして、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときという理由が必要となっております。これらが認められる判断としましては、周辺の住民の方からの当該道路に関わります騒音や振動につきましても複数の苦情や要望等が寄せられることが一般的な要件となっております。現在こういったものに至っておりませんので、継続の監視を続けているという状況でございます。以上です。

○阿比留 住民からの苦情がないことが行政として手を打たなくていいというのは、何かちょっと基準が違うような気もしますが、そこら辺も含めて市民の環境保全というんでしょうか、そういうところに注意を払っていただきたいと思います。このお金そのものは、全部外注の調査という感じなんでしょうか。6,900万ですか。

○次長兼環境政策課長 委託もしております。

○阿比留 分かりました。続いて、決算書の363、364、清掃施設周辺対策事業ですが、北部と組合と南部で大きく経費が異なっていますけども、今回の対象年度にそれぞれどのような事業が行われたのかを御説明ください。

○北部クリーンセンター所長 昨年度実施した周辺対策事業についてお答えします。北部クリーンセンターでは、近隣の3町会への補助金のほかに前原町会の前原

会館の倉庫新設工事、それから山高野、船戸、前原各町会の会館の法定点検や修繕、それから近隣の方の井戸水の水質検査、これらの事業を行っております。以上です。

○**廃棄物政策課長** 私のほうからは、組合のほう、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合のほうの周辺対策事業についてお答えをいたします。まず、組合周辺整備事業に対します負担金8,457万6,000円でございますが、こちらにつきましては組合の周辺整備事業費の負担金という形で、組合の規約に基づいて決定した柏市の負担分を支出したということになっております。この組合の周辺整備の内容でございますが、余熱利用施設のさわやかプラザ軽井沢の維持管理及び都市公園、周辺対策として行っております都市公園の整備事業ということで、この事業がかかっているというところで負担金として支出しているものでございます。このほか生活環境整備費補助金につきましては、組合の施設に隣接する町会に対しまして生活環境の確保を目的に補助金として支出したものの60万円分でございます。以上でございます。

○**南部クリーンセンター所長** 南部クリーンセンターが行いました周辺対策事業につきましては、協定書に基づく2件でございます。1つは、工場の隣接している町会5町会に対して地域の生活環境整備費補助金として交付した補助金500万円、それから2つ目は工場の稼働におきまして環境の基準の監視、あるいは工場の運転状況を報告、協議する目的で設置した第二清掃工場運営委員会の経費でございます。主な経費は委員の報酬費となっております。その2件でございます。以上です。

○**阿比留** 南部のほうは若干少ないみたいなんですが、複数年度で見た場合にそれぞれは均等な予算配分というんでしょうか、そういうふうになっているんでしょうか。

○**南部クリーンセンター所長** 今回はこの2件だけでしたが、北部クリーンセンターのように南部では平成17年の工場建設時に地元町会と締結した協定書に基づく地元要望の事業というのはまだまだ進めている段階でございます。これまでも主に地域のインフラ整備としまして、道路整備とか公園整備、それから下水道の整備など関係課の協力をいただきながら要望に対応している状況でございますが、今回令和2年度につきましては南部クリーンセンターが実施した事業はないということで、この金額の差が出ていたと考えております。以上です。

○**阿比留** 単年度で凸凹が出るのは、それはやむを得ないと思いますけども、しっかりと各地域にそれぞれ全体がどうなっているのかということところにも目を光らせていただきたいと思います。

最後に、放射能汚染のことについて伺います。決算書372ページ、放射能の汚染じんかい処理対象事業ですが、2年度は北部と南部の経費格差が大きい値が出ていますが、それぞれどのような事業をやられたのか、お示してください。

○**北部クリーンセンター所長** 北部クリーンセンターの放射能対策費についてでございますが、昨年6月まで草木ごみの破碎を行っていました。それから、焼却灰及び排ガス中の放射能量の測定、そういったことをやっております。今後放射能の影響が少なくなればこれらの経費もなくなっていくものと考えておりますが、南と比

べて1桁違うこの理由でございますが、北部クリーンセンターでも焼却灰の灰出し、処分委託を行っておりますが、これは放射能の影響の有無にかかわらず、市の最終処分場の埋立てが終了したことに伴い、外に、市外へ出すことを始めましたので、北部ではこれは放射能対策経費というよりは、ここでは計上しておらず、通常の管理運営に要する経費、決算書でいうと前の368ページのほうでここで計上して、ここから2億3,754万9,644円、これだけ支出しておりますので、これを合わせますと南北そんなに差はない状況になっております。以上です。

○阿比留 先ほど放射能の影響が少なくなればお金も少なくなるという御発言がありましたけども、これは放射能どの程度というんでしょうか、市民の感覚でまだ怖いという感覚と実際に数値としてもうこのくらいまでいけば大丈夫だろうという感覚のすり合わせというんでしょうか、そこら辺はどのように判断されて予算を削っていかうと考えているんでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 実際のところ灰出し等については、放射エネルギーはもう1,000ベクレルを大幅に下回っておりますので、実際ほとんど影響はなくなっておりますが、依然排ガス、それから焼却灰についてのモニタリング、検査は続けておりますので、これはもうしばらく続いている間はちょっと確認、追っかけていく必要があるのかなと思っております。以上です。

○阿比留 続いている間というのはどういう、どこでどういうふうな判断で切っていく予定なのか、お示してください。

○北部クリーンセンター所長 今柏市は原発由来の焼却灰抱えておまして、実際に焼却灰、指定廃棄物もまだ現場で抱えている状況でございますので、正直なところ言うところらは持っている限りは、あとは市民の方の安心、完全に納得していただいている状況にないと思っておりますので、これらのことも併せてどこでもう安全だと本当の意味で言い切れるかというのはちょっとこれから御相談させていただきながら判断していくべき問題だと思っております。以上です。

○阿比留 以上で質問を終わります。

○委員長 以上で柏清風の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は5分後といたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時 5分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、市民サイド・ネット、松本委員、どうぞ。

○松本 決算書138ページ、損害金の発生理由をお示してください。

○地域支援課長 こちらは、当初は令和2年12月1日をシステムの納品予定としていたものが年度末の3月31日までとなったものです。発生の理由としましては、委託のシステム開発会社の話によりますと、柏市の予約システムの内容の細かさとい

いますか、の部分について計画を見誤ったというふうに聞いております。以上です。

○松本 そんな初歩的な内容で4か月も遅れているんですか。

○地域支援課長 当初ある程度システム化されたものにそのまま当てはめて、柏市の予約システムに当てはめて作成するつもりだったところ、独自に開発しなきゃいけない部分が予想外に多かったというふうに聞いております。以上です。

○松本 損害金の内訳についてお示してください。

○地域支援課長 金額の823万9,700円の内訳ですが、遅延分を日割り計算したものの金額が32万4,100円、旧システムから引継ぎの抽出作業が110万円、以前に使っていたシステムを延長して契約して使う必要が発生しましたので、その分の延長料金が672万4,080円、その機器のセキュリティー部分が9万1,520円、これらを合計して823万9,700円となっております。以上です。

○松本 その800万円のうちほとんどが実費で、32万円だけが要は損害賠償の形になっているということよろしいですか。

○地域支援課長 おっしゃるとおり、32万4,000円が市のほうに入ってくる損害金で、そのほかの部分の大部分については旧システム会社のほうに延長して使わせていただく必要がありますので、そちらのほうに支払っております。以上です。

○松本 3,700万円の契約で、初歩的な見込み違いで4か月納品遅れて、それで僅か32万円だけ、そのような損害賠償としては少な過ぎるのではないのでしょうか。どのような計算なんでしょうか。

○地域支援課長 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率というものに基づきまして、これを2.6%として日割り計算をして算出いたしました。以上です。

○松本 これぐらいのペナルティーで済むんだったら、遅れてもそんなに問題ないのではないかと思われてしまいますので、こういったことのないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、267ページ、市民交流センター事業ですが、コロナによる費用の増加、減少についてお示してください。

○協働推進課長 閉鎖により増加したコストは、空気清浄機、アルコール等により51万4,528円、閉鎖により減少したコストは人件費、光熱水費の減少で13万9,261円でございます。以上です。

○松本 人件費の減少分というのは、体制をどのように変えたんでしょうか。

○協働推進課長 ミーティングルーム等の貸出し中止に伴い、通常は窓口業務3名体制のところを1人から2人の体制に縮小いたしました。また、通常6時間勤務を5時間勤務に短縮いたしました。以上でございます。

○松本 その補償金の170万円の内訳はどうですか。

○協働推進課長 利用料金の減収分が市民交流センターと市民ギャラリー分を合わせて139万8,257円、そこから先ほど申し上げた増加したコスト51万4,528円を足しまして、減少したコスト13万9,261円を引いたものが177万3,524円でございます。以上です。



○松本 利用者がいなくて、光熱費も少ないですし、配置する人員も少なく済む。それなのにこうして増えているというのは、なかなか理解ができないところでございます。特に人流を抑制するために閉館をしているのに職員が普通に勤務していたんでは、多少減らしていますけれども、そのような状況では人流を十分減らせていないのではないのでしょうか。いかがですか。

○協働推進課長 貸し部屋業務としては閉館しておりましたが、窓口業務として男女共同参画センター、市民活動サポートコーナー、国際交流センターは開館しております。そちらの窓口対応は閉館はしておりませんでしたので、施設自体は開館してございました。以上でございます。

○松本 そのようにして利用者は来ないというような状況の中でも結局人をあそこに張りつけて、そこで出勤、出社させるということをしていては、人流の抑制、7割減、8割減ということにつながっていきませんので、そこは業務の見直しをきちんとしていただきたいと思えます。

続きまして、水道です。水道ビジョンの中間見直しのこれ作っていたと思うんですけども、これの間違いがあるということで出されています。その間違いを見ると、前の計画をコピーしたコピーの間違いなんじゃないかなとか、非常に初歩的なミスが見られるわけなんですけど、これはどのようなことなんでしょうか。

○次長兼総務課長 訂正で御案内しましたところは、ビジョン本編の中でも脚注ですとか事業費の数値について集計上誤りがあったので、御訂正を通知させていただいたところでございます。以上です。

○松本 このミスがすごく初歩的で、転記ミスであったり、前の計画のコピーの間違いであったり、そのようなミスが多くありますが、これは誰が作っているんですか。

○次長兼総務課長 ビジョンについては、責任を持って実施しているのは水道部総務課でございます。また、業務の取りまとめ等については、委託をかけたところでございます。以上です。

○松本 それで、100億円もお金が余っているからといって、こうやって豪華なもの作っても、結局やっぱり中身がしっかりしていないと意味がありません。豪華にするということではなくて、中をしっかりとするとところにそこをきちんとやっていただきたいと思えます。

経営分析のところについて伺います。水道を供給、北千葉から買っているのが主なんですけども、その給水の原価が安い、低い、他市に比べて低いにもかかわらず、市民へは供給するときには他市よりも高い金額で水道事業を行っているということなんですけど、そのような認識で合っていますか。

○次長兼総務課長 まず、給水原価について見てみますと、柏市の水道事業としての事務の合理化ですとか、企業債の繰上償還による支払利息の削減、あとは経営環境としまして人口密度ですとか起伏の少ない地形、あと北千葉広域水道企業団から県内では最も安い単価で浄水を受水するなど経営環境に恵まれているということ

で、給水原価を全国平均や同規模団体に比べると安く抑えているというところがございます。供給単価については、事業を長期にわたり安定して運営していくために、水を供給する費用だけでなく全体のインフラ施設を維持管理して、適切に更新していくためのコストも十分賄えるような料金設定をしているということでございます。以上です。

○松本 他市では、市民の負担が過大にならないように給水原価と供給単価は10円であったり、5円程度、その差なんですけれども、柏市の場合はその差が35円ということで、非常に黒字が恒常的に発生するような、そういった構造になっています。その結果100億円現金持っているというような状態になっているわけで、そこは見直していくことというのはないんですか。

○次長兼総務課長 水道事業を全国的に見てみますと、事業の費用を水道料金で十分回収できなくて一般会計から補填を受けている団体ですとか、必要な老朽施設の更新を先送りして結局震災のときのように、大阪の地震のときのように被害が大きくなったとか、そういった事業体もございます。また、水道料金の大幅な値上げを余儀なくされるケースもございます。今後の令和7年度をピークに給水人口等迎えまして、その後はだんだんと経営環境は厳しくなっていくことが想定されています。そうしますと、いずれは柏市においても水道料金の見直しをしなければならないかと思えますけれども、サステナブルな水道事業をしていくということになりますと、世代間の負担の公平ということがやっぱり必要になるかと思えます。そういった点から申し上げますと、水道料金について研究をしている監査法人なんかの意見の中でも今ある程度資金をためて、次の世代の負担を軽減化するための取組はやっぱり必要だよという視点も受けておりますので、今のところは現在の料金水準を維持したいと思っております。以上です。

○委員長 以上で市民サイド・ネットの質疑を終わります。

---

○委員長 次に、みらい民主かしわ、岡田委員、どうぞ。

○岡田 よろしくお願ひします。それでは最初に、報告書の119ページ、消費生活相談について伺います。決算額拝見すると、令和元年度よりも567万円増加というふうになっております。この理由について教えてください。

○消費生活センター所長 こちらのほうは、昨年度、令和2年度より導入されました会計年度任用職員制度により、消費生活センターで採用されている消費生活相談員の賃金の単価アップ及び新たに期末手当の支給があったことによるものと考えております。また、消費生活相談員の定数を8名としているところ、令和元年度の通年を通しての採用人数が6名から7名であったものが昨年度、令和2年度は7名から8名とおおむね1名増になったことが主な理由と考えております。以上です。

○岡田 相談員1名増えていると、実質的に増えているということでございますね。それでは、コロナ禍で相談というのは増えているのでしょうか。令和2年度について教えてください。

○消費生活センター所長 昨年度の消費生活相談の総件数は3,697件で、令和元年度の相談件数3,986件ですので、件数ベースだと289件、約7.3%の減少となっております。主な減少理由は、緊急事態宣言が発令されまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした来所による相談の休止と全体的な消費の手控え等によるものと考えております。ちなみに、元年度の来所による相談件数419件に対し、昨年度、令和2年度の相談件数は218件とおおむね半減しております。以上です。

○岡田 コロナ禍で、それでは相談の内容自体というのが変わっていますか。また、その相談の内容の特徴などがあればお聞かせください。

○消費生活センター所長 昨年度の特徴としましては、やはり新型コロナウイルスに関する相談件数が293件と全体の約8%ございました。その主な内容としましては、保健衛生品でありますマスクや消毒液等に関する苦情が多く、注文しても届かないといった契約トラブルから注文していないものが届いたといういわゆる送りつけ商法の事例も見られました。そのほかでは旅行や結婚式、スポーツ教室等の解約トラブル等の相談も多く見受けられました。また、コロナ禍での生活様式の変化によりまして通信販売によるトラブルに関する相談件数は、全体件数が減る中で前年度に比べて約1.2倍と増加しております。また、さらにその中でも40代、50代からの相談件数が前年度より増えており、これもコロナ禍による影響によるものかと思われます。以上です。

○岡田 件数は減っているけれども、相談内容はまた新たなコロナに関するものが出てきたりとか、本当にいろんなケースが増えているのかなと今お聞きして思ったわけなんですけど、一方で啓発事業の費用というのが減っているというふうはこの報告書の中では見受けられます。いろいろなコロナ禍では周知活動に制限があったと思うんですが、令和2年の特徴的な活動があれば教えていただくとともに、そこら辺のフォローというか、やっぱり件数は減っているけども、内容が変わって、複雑になっているということで、取組について、啓発活動の取組について教えていただければと思います。

○消費生活センター所長 こちらも新型コロナウイルスの影響で、昨年度の出前講座等地域に出向いての講座の実施回数は前年度と比べて減少しております。そうした中で、こちらとしては広報かしわでの啓発、また四半期ごとに消費生活通信を発行しております、近隣センターをはじめとする公共施設や地域包括支援センター等への配付は充実して行ってまいりました。また、従来の啓発は紙媒体が中心でありましたが、コロナ禍による生活様式の変化に対応すべく、なるべくインターネットで必要な情報が迅速に取得できるように柏市ホームページの掲載記事を見やすく構成し、更新頻度を上げるように努力したり、またツイッター等のSNSを活用することで少しでも多くの市民の方に必要な情報が届けられるよう取組も行ってまいりました。以上です。

○岡田 分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて、報告書の93ページ、後期高齢者保健事業利用券の事業、こちらについて

質問してまいります。こちらの決算額123万5,000円の減額というふうになっています。利用者、令和2年度の利用者というのは、令和元年度よりも少なくなっているということなんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 御利用者の方は、令和元年度が2,887人で、令和2年度は2,457人、430人の減少となっております。以上でございます。

○岡田 2,457人の交付申請ということですが、これは後期高齢者、対象者である後期高齢者の中のどれくらいの割合になるんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 おおむね4%ぐらいと計算しております。

○岡田 後期高齢者の数を伺えばよかったですね。5万3,114人が分母というか、対象というふうに聞いておりましたので、4.6%ぐらいなのかなと思うんですが、それではこの後期高齢者保健事業の周知についてはどのようになっているのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 これについては、手引だとかホームページですとか広報かしわで御案内させていただいております。

○岡田 割合を見ると、やっぱり4.6%ぐらいということで、本当に利用している方というのが一部、すごく割合としてみると少ないのかなと思います。私いただいた意見の中で、この利用券を大変利用されているという元気な方からさらに元気で過ごすためにはもっと利用券を増やしてほしいというような要望もいただきました。こちら辺の担当課からの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○次長兼保険年金課長 柏市の考え方でございますけれども、保健事業利用券につきましては、後期高齢者の方だけではなくて、広く対象の方を18歳からとしております。内容としてもはり等の施術やお口のクリーニング、18歳から38歳までの健康診査や運動事業と、メニューも幅広くそろえております。御利用される方がそれぞれの健康維持に必要なメニューを選んでいただけるように設定しているところでございます。枚数でございますけれども、増やす予定はないんですが、今後も幅広い年代の方に健康への意識を高めてもらったりとか、健康維持や増進に活用いただく事業として周知してまいりたいと思っております。以上でございます。

○岡田 ありがとうございます。やはり知らないという方もまだまだいらっしゃるように見受けられます。引き続き周知のほうよろしく願いいたします。

続いて、不法投棄防止事業、報告書94ページと決算書の329ページになるかと思えます。最初に、不法投棄防止事業のところに記載のあります不法投棄対策協議会についてお聞かせください。メンバー、役割ですとか概要などについてお聞かせください。

○環境サービス課長 不法投棄対策協議会は、柏市不法投棄対策条例に基づきまして不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の除去に関する事項を調査、審議するため、平成19年7月に設置されたものでございます。委員につきましては、土地所有者、管理者及び市民ボランティア団体等で構成されております。令和2年度の委員につきましては13名で、内訳につきましては柏市農業委員会等の土地所有者3名、

国土交通省等の土地管理者4名、柏警察署、またこちらは行政機関ですけれども、1名、そのほかにボランティア2名、そして公募1名で構成されており、任期は2年となっております。協議会につきましては、年に1回ないし2回の開催としており、令和2年度は新型コロナの感染拡大防止のため書面開催といたしました。協議事項につきましては、前年度の不法投棄に係る事業報告、また本年度の事業計画等の提示等によりまして委員の質疑や意見をいただき、施策に反映させることとしております。以上です。

○岡田 例えばその協議会によってどのような施策に反映されているのでしょうか。協議会の概要とか内容によってどのような施策が実際に決まっているというか、行われたりしているのでしょうか。

○環境サービス課長 意見等をいただいております、例えばなんですけれども、この書面開催につきましては新型コロナの影響であるとか、あと地域の意識向上についての御意見をいただいたり、またちょっと今回なかなか新型コロナで周知活動ができなかったんですけれども、その周知活動も今後しっかりと行っていくということであったり、あるいは国とか県、こちら要望になりますけれども、国、県の単位で民放テレビやラジオで取り上げてほしいというような御意見をいただきまして、県のほうにもお伝えしたところでございます。以上です。

○岡田 ありがとうございます。不法投棄の処理件数が208というふうに記載があります。先ほどの別の委員からの質問で、ピークに比べると減少しているというお話ですけれども、令和元年度に比べると令和2年度はどのような数の推移になっているのでしょうか。

○環境サービス課長 令和元年度と令和2年度とを比較してということになります。こちらにつきましては令和2年度は増えております。こちらの理由につきましては、新型コロナで、本当はあまりよくないことなんですけれども、ごみ量が増えたということで、不法投棄されるものも増えたのではないかというふうに考えております。今後も不法投棄されないような環境づくりについては、パトロールや看板の設置等、土地所有者の皆様や警察、関係部署と連携して行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○岡田 実は、せんだって総務委員会の委員会の中でドローンによる不法投棄監視活動が5回、令和2年でされたというお話が質問で取り上げさせていただいて、このドローンの監視で何か数字として効果が現れていればもっとドローンを活用してもいいのではないかというような提案をしていこうかと思ったんですが、コロナ禍というちょっと特別な事情もあったのかもしれませんが、そこら辺はまだドローンの効果ははっきりと見えていないというようなことになるのでしょうか。御意見で結構なので、教えてください。

○産業廃棄物対策課長 ドローンによるスカイパトロールにつきましては、令和元年度から実施しております、令和2年度につきましては14件の新規発見がありまして、その14件のうち12件は既に解決済みと。残りの2件につきましては、今継続

指導中ということで、それなりの効果は上がっております。以上でございます。

○岡田 分かりました。抑止力効果としてもぜひこれから期待して、私も興味を持って拝見していきたいと思っています。

最後に、少しだけ報告書66ページの市民公益活動補助金についてお聞かせください。事前説明の中でたまご補助金については、すみません、74万円の決算額減少というお話だったんですが、たまご補助金というのは設立から5年未満の団体という条件がたしかあったと思います。令和2年度でその5年未満という条件を過ぎてしまって、たまご補助金利用できなかったという団体もあるように思うのですが、この特例措置などについてはないのでしょうかとお尋ねいたします。

○協働推進課長 令和2年度に5年の資格を切れるという団体はございませんでした。ですので、実質的にはそれほど影響はなかったと考えられますけれど、この団体の活動の支援については今後ともやってまいりたいと思います。以上でございます。

○岡田 ありがとうございます。やはりコロナ禍で活動自粛していたところもたくさんあると思います。また、コロナがアフターコロナということで少し交付団体を増やすなど、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長 以上でみらい民主かしわの質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は5分後とします。

午後 2時33分休憩

○

午後 2時38分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、公明党、小川委員、どうぞ。

○小川 よろしくお願ひいたします。まず、私のほうからは、報告書の42ページの男女共同参画センター啓発事業の中の男女共同参画フォーラムについての内容を教えてください。

○協働推進課長 男女共同参画フォーラムは、令和2年度で28回目の開催を迎える行事でございます。市内で活動する男女共同参画関係団体などが実行委員会形式で基調講演会と分科会、各団体が企画運営する分科会を開催しており、男女共同に関することを考えております。令和2年度は、コロナの影響で基調講演会は中止になりましたけれど、7つの分科会を開催し、参加者は110名でございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。この7つの団体それぞれ対面で行ったということでしょうか。

○協働推進課長 令和2年度に関しては対面で行ってございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。次に、2番目の女性のこころと生き方相談なんですけれども、この相談に当たる方というのはどのような資格とかスキルがある方なのか教えてください。

○協働推進課長　こちらは、民間のカウンセラー会社に委託をしております、こちらで民間のカウンセラーの資格だとか、そういったカウンセリングに必要な資格を持っている方もいらっしゃいます。以上でございます。

○小川　ありがとうございます。民間の委託ということなんですけど、その民間事業者に委託した理由と何年契約か教えてください。

○協働推進課長　女性の心と生き方を相談受けるにはある程度専門性があるということが求められますので、やはりそういった専門性にたけておる民間のカウンセラー会社に委託をしているものでございます。すみません、あと……委託の年数は単年度契約でございます。以上です。

○小川　委託の単年度ということなんですけれども、継続的に同じ事業者がやったほうが相談する方にとってはいい部分もあるのかなと思うんですけれども、今後も1年、単年度というふうに考えているのでしょうか。

○協働推進課長　やはり相談者の中には継続して同じ相談員にという要望もございますので、こちらは継続して委託をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○小川　ありがとうございます。相談に来る方の年齢層とか相談内容で多いもの、コロナの影響もあると思うんですけれども、教えていただけますでしょうか。

○協働推進課長　相談者の年代は、40代が一番多くて32%、続いて50代の26%、30代の21%、こちらで大半でございます。相談内容で一番多いのは、暴力被害、DVとか親からの虐待等で33%、あとは総合的な女性の生き方とか家族関係だとか仕事だとかそういったものが30%、そういった相談内容が多くなってございます。以上でございます。

○小川　ありがとうございます。コロナの影響を受けて、今後も女性のそういった相談ニーズというのが増えてくると思いますので、また周知、広報にもさらに力を入れていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、報告書の43ページの国際理解講座についてお伺いいたします。国際理解講座という講座は、どのような講座なのか教えてください。

○協働推進課長　国際理解講座、令和2年度実績で5つの講座をやっております。例えば多文化が共生する北アフリカの地域振興を目指してとか、世界の料理、タイの家庭料理とかそういった講座を行ってございます。以上でございます。

○小川　令和2年度は5回ということなんですけれども、大体直近3年ぐらいというか、大体このぐらいの回数なのでしょうか。

○協働推進課長　そうですね。令和2年度はコロナの影響があったので、多少は少ないんですが、例年同程度を行ってございます。以上でございます。

○小川　ありがとうございます。今回私も国際理解講座というのを初めてお聞きして、とてもいい企画だというふうに思いますので、入りやすいところから本当に国際理解の輪を広げていくということが重要だと思いますので、また今後にも努めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、報告書の44ページの文書広報費のリニューアル、先ほど来質問があったと思うんですけども、このリニューアルというのは何年ごとにされているのでしょうか。

○**広報広聴課長** ホームページのリニューアルにつきましては、5年に1度見直しをしているところでございます。以上です。

○**小川** その選定方法とか委託先を選んだ理由について教えてください。

○**広報広聴課長** 選考方法は、公募型のプロポーザル方式で実施しております。参加企業は6社ございました。その中からいろいろ選考に当たる指標があるんですけども、今回旧ホームページの課題をどういうふうに解決するかということについて提案をしていただいております。その企画提案についてやはり点数の比重を高くしております、受託した企業というのはこの点数が高かったということでございます。以上です。

○**小川** ありがとうございます。分かりました。時代とともに使いやすさとか見やすさとか、先ほども大体住民票とかごみの出し方とか施設というようなことが住民の方知りたいということが多いというふうに答弁でございましたけれども、幅広い世代に分かるような易しい内容で今後とも提供できるようによろしく願います。

続きまして、報告書の94ページの環境衛生費の中の不法投棄についてですけども、エリア別でどこが一番多いというのは分かりますでしょうか。

○**環境サービス課長** 不法投棄の多発エリアにつきましては、柏市の北部であるとか旧沼南の市街化調整区域などがございます、山林や河川など人の目のつきにくい場所で、農道沿いというような傾向がございます。以上です。

○**小川** 防止カメラは、市内何台あって、1台どのぐらいかかるか教えてください。

○**環境サービス課長** 現在不法投棄防止カメラは、8基運用しております。かかるというのは金銭的なことでよろしいでしょうか。こちらカメラなんですけれども、今現在は全て今まで購入であったり、リースであったりというのが終わっておりますので、今現在は金額はかかっておりません。電気料だけでございます。以上です。

○**小川** ありがとうございます。不法投棄の抑止の効果があると思うんですけども、どのように評価されていますでしょうか。

○**環境サービス課長** 不法投棄カメラが設置されることにより、同箇所不法投棄通報件数が減少するといったこともございまして、一定の抑止効果があると考えております。今後もこの不法投棄防止カメラでの抑止や、あとまた看板の設置、またパトロールを実施しており、引き続き土地所有者や警察等の関係機関と連携をしながら、不法投棄されない環境づくりについて対策を行っていきたいと考えております。以上です。

○**小川** ありがとうございます。よろしく願います。

続きまして、空き地の雑草の事業について。空き地の雑草の事前指導通知発送件数103件ということなんですけれども、何度もやっぱり同じ住民の方に指導するケー



スもあるかと思いますが、現状や取組についてお聞かせください。

○環境サービス課長 事前指導文書というものは、例年5月頃に送付しております。最終的には所有者の約8割程度が草刈りを実施していただいているところですが、やはり草刈りなかなか応じていただけない地権者、土地所有者の方もいらっしゃるしまして、そういう方たちにつきましてはこちらのほうから再度また文書のほうをお送りする、あるいは訪問してお願いをするというようなことを地道に重ねている次第でございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。なかなか持ち主の高齢化とか相続人が分からなくてたどり着かないなど、難しい課題も多々あると思います。御苦労されていると思いますけれども、暮らしや地域づくりのために今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、合併処理浄化槽の補助金について、これも先ほど桜田委員からもあったんですけれども、補助内容の追加で194%増ということで、2年度は6基ということなんですけど、この6基については多いと見るか、少ないと見るか、評価について伺います。

○次長兼環境政策課長 6基につきましては、ここ5年間の中では最も多い数となっております。今回補助制度を変更したものの、宅内管工事費の補助を全てお使いをいただいております。しかしながら、まだまだ単独処理浄化槽やくみ取りのトイレの数が多いでございますので、まだまだ増やしていかなければいけないと認識しております。以上です。

○小川 ありがとうございます。内容追加で知らない方もまだまだいらっしゃるのかなと思いますので、広く周知を図っていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、報告書96ページの公害調査測定事業の8番のところなんですけれども、排水基準の超過になった理由とか傾向性とか業種なんかありましたら教えてください。

○次長兼環境政策課長 8番は水質汚濁防止法の立入検査でございますが、こちらにつきまして少し内容をお話しさせていただきますと、こちらのほうは手賀沼の中央部で、環境基準ではないのですけれども、環境基準値を参考にしながら水質を検査したところ、いわゆるCOD、水がどの程度汚れているかという数値になりますが、そちらのほうは環境基準5以下のところ11だった。それから、全窒素という動物の排せつ物などが原因となりますが、こちらのほうも1以下の環境基準値につきまして2.5、それから全リンというものにつきまして、こちらにつきましても0.14のところ0.17ということで、環境基準を超えていたということになります。こちらにつきまして立入検査を実施いたしました。こちらのほうは、35事業所のうち注意2件、改善勧告7件の指導を行いました。この勧告等を受けました事業所につきましては飲食店、小中学校、高校が多い傾向にございました。その理由といたしましては、飲食店につきましては先ほどのCOD等の原料になります油の利用が多いため排水量の負荷量が高く、効率的に処理できないことが考えられます。それから、

小中学校や高校につきましては、老朽化した浄化槽を設置しているために修繕が必要な箇所が多いことがあると考えております。以上でございます。

○小川 ありがとうございます。以上です。

---

○委員長 続いて、中島委員、どうぞ。

○中島 それでは、私は意見書の80ページの水道事業会計について、水道事業会計のみで伺いますので、よろしく願いいたします。まず、80ページから経営分析についてのそれぞれの評価について伺いますが、まず経常収支比率について、給水収益の増加というのにも含まれておりますが、どのように評価するか、お知らせください。

○次長兼総務課長 今御指摘ございました経常収支の中の収益という点でございますけれども、令和2年度はコロナ禍によりまして経営の環境もちょっと変化があったところでございます。コロナ禍によりましていわゆる大口需要の工場とかそこら辺での水の使用量は減ったんですけども、幸い柏市はTXとか北部整備の関係でまだ給水人口が増加傾向にございますので、それによって一般家庭での給水量等も増えて、前年度並みといたしますか、大きな被害を受けないで済んだというところでございます。以上です。

○中島 比率としては、30年度の、30年度というか、前年度よりもまた増えて、この項目で見ると減って表示されているけど、前年度分の決算意見書の中から考えると、大体常にこのラインを推移しているというふうに私は見ているんで、ぜひしっかりやはり維持していくべきだと思うし、しっかりと安心せずにラインを下げないような経営をしていただきたいというふうに思います。有収率については、漏水の影響が少なかったというふうにも出ていますが、どのように評価していますか。

○次長兼総務課長 有収率については、送水した水がどのくらい稼ぎといたしますか、売上げに結びついたかという割合を示す指標でございます。漏水の防止ということで各種の点検を行ったり、漏水がもしも仮に発生すれば直ちに修繕するというところで、有収率をできるだけ向上に努めているところでございます。以上です。

○中島 漏水というのは、どのようにしてその都度確認して、今回この漏水を防いだというところにも結びつくんですけど、こういった見立て、どういうふうな対策等を取っているんですか。漏水対策。出てきてしまうと、大きな額、被害というか、影響を及ぼしてしまうから、こういったところはとても私は大事だと思っているんだけど。

○配水課長 漏水対策につきましては、通常漏水が出た場合は道路上に水が出てまいります。市民の方がそれに気がついて通報いただけるというのが通常のことでございますが、それとは別に漏水の調査というのを行っております。これは、各戸のメーターのところで音を聞きまして、漏水しているとちょっと音がするもので、そういったものをちょっと委託のほうでやらせていただきまして、漏水というのを調査しておるということでございます。以上です。

○中島 続いて、稼働率についての評価はどのように感じているか。

○次長兼総務課長 最大稼働率は、1日の最大配水量と配水能力との関係を示すものでございまして、施設の効率性を表しております。こちらは前年度を若干上回り、十分に効率性を発揮して利益の確保に寄与したものだとは思っております。ただ、この最大稼働率につきましては、一方で水需要が伸びた場合に備えた余裕の状況も示すということですので、一概にどんどん高ければいいというものではないので、今後も注視してまいりたいと思っております。以上です。

○中島 自己資本構成比率についての評価をお知らせください。

○次長兼総務課長 自己資本構成比率、こちらについては水道事業を運営するために保有している資産がどれだけ自己資本で賄われているかを示しております。この数値が高いほど経営が安定していることを意味しております。水道事業会計は平成27年度以降企業債の新規借入れをしておりませんので、年々この数値は向上しているところがございます。今後もしばらくは新規借入れを行う予定ございませんので、引き続き当該数値は少しずつ改善していくものと思っております。以上です。

○中島 全般的に見ると、前年度決算意見書よりもまた上昇というか、改善というか、経営状態は安定しているというふうにも見れます。この意見書どおり、やはりしっかりとまた今年度の決算としての評価がこういう形が得られたので、今の年度もそうですけども、これからの経営もしっかりと推進していただきたいというふうに思いますが、75ページの経営成績からお尋ねさせていただきますけども、経営成績の科目の中で、この年度の決算で見た評価というのは今私も同感というか、しっかりと運営されているなというふうには感じますけども、この中で例えば営業費用の中の(6)の資産減耗費というのがこれ随分2年度は増えていますよね。こういうところの見立てというのはどのように感じますか。

○総務課専任副参事 こちら今庁舎の建て替えをやっているんですが、そちらの庁舎の建て替えの際に旧庁舎の分を除却した分、取り壊した分の費用として計上されているものでございます。以上でございます。

○中島 ということは、この2年度だけが大きく突出しているので、3年に対してはまた平均値という形に戻るのでしょうか。

○総務課専任副参事 3年度も引き続き解体の工事がございますので、今建て替えの部分は進んでいるんですが、今執務している庁舎の部分、そちらの解体も発生しますので、今年度も若干除却費が出るような形になります。以上です。

○中島 そうしますと、やはりこのポイントがまた貸借表にも反映して影響してくるということが考えられるので、その辺もしっかり令和3年度への判断材料としては見ていかなきゃいけないポイントだなというふうにも感じます。そして、もう一つは、長期前受け戻入、この増加というところが今回だけ大きく増えていますけども、これに対する、これはプラス要因として見れるものなんだけども、それに対する見立てとしてはどうなんでしょう。

○総務課専任副参事 長期前受金戻入れについてですが、こちら収入となっている

んですが、現金の入りはない収入なんですね。ですので、利益処分の対象には私どもしておりませんで、この分に関しては資本のほうに持っていく形の処理になっています。今回長期前受金戻入れが増えた要因としましては、やはり庁舎の関係とかがあるんですが、除却が増えた分その財源となった資本の財源、給水申込み納付金とかそういったものが財源になっておりますので、その償却分として収入が増えたという形になります。以上でございます。

○中島 分かりました。全般的に見ても昨年度決算と比べても純利益が約2,000万くらいは増えているんですね、2,200ぐらいかな。そういう意味では、また今言った部分の庁舎建て替えが及ぼす影響も考慮しながらも、3年、また4年と向けての企業経営をしっかりと推進していただきたいというふうに思います。特にコロナが、先ほど次長がコロナの影響でプラスに転じたという話がありましたが、コロナ影響が及ぼす経営の何か不安定要素というのは今回ありましたでしょうか。

○次長兼総務課長 不安定要因としましては、全国的に水道料ちょっと減免という動きもございましたけども、柏市においては減免ということではなくて、御相談に応じて支払い猶予ということで適切に対応させていただいているところでございます。以上です。

○中島 今のところもしっかりと臨機応変なというか、個別対応がしっかり取れるようなことをまず忘れずをお願いしたいなと思います。私は、特に企業会計ですから、やはり長期の継続企業の安定化というのが大前提で行うべき水道部だと思いますので、しっかりとした、例えば支払い額がばらついたりしないようにとか、それは消費者ですけど、消費者に対する安定性をしっかり持つことも大事ですし、そしてまた長期的な視点に立った企業会計を目指すべきだし、本年度安定していたとしても今言われたように庁舎の建て替え等いろいろ及ぼす影響というのでも出てくると思いますから、そういった部分をしっかりと見据えながら、水の安定供給をしていただきたいというふうに思って、終わります。以上です。

○委員長 以上で公明党の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は5分後とします。

午後 3時 7分休憩

○

午後 3時 12分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、日本共産党、矢澤委員、よろしく申し上げます。

○矢澤 よろしく申し上げます。最初に、報告書106ページ、ごみ出し困難者支援事業について伺います。ごみ出し困難者支援について認定者71名となっています。相談された方は何件ありますか。

○廃棄物政策課長 詳細に記録をしているわけではございませんが、おおむね令和2年度につきましては100件程度の相談件数があったというふうに認識しております。

す。以上でございます。

○矢澤 本会議等でもいろいろ論議がありましたけども、せっかくこの制度ができて喜んだ方もたくさんいるんですけども、結果的にあまりにも認定者が少ないように思います。要介護3以上という基準が厳し過ぎるということで、もっと利用できる範囲広げてほしいという声も届いていますけども、そこについてはどのようにお考えですか。

○廃棄物政策課長 ひとつこの認定基準の考えでございますが、既に本市におきましては町会、NPOといったところでたすけあいサービスのほうが既に事業としてサービスが提供されているというところで、後発として市がこのごみ出し困難者支援収集ということで開始をすると。この制度設計に当たりましては、やはり既存のサービスということの枠組みを壊さないような、そういう形での制度設計が必要だということで、先ほどの福元委員のところでも御説明しましたが、ごみ出し困難度の高いところを市が担って、ごみ出し困難度の低い部分の方については既存のたすけあいサービス等を御利用いただくということで考えて制度設計をいたしました。また、市のこのごみ出し困難者支援につきましても、基準については設けてはおりますが、この基準以外の方につきましても個別の実情をお聞きした中で柔軟に認定するような対応を取っております。以上でございます。

○矢澤 地域のたすけあいというふうなことがあったんですけども、地域のたすけあい、これは無料で行われているんですか。

○廃棄物政策課長 たすけあいサービスにつきましては、民間の町会、NPO等で行っているものでして、無料のものもあれば、有料でというものもあるというふうに伺っております。以上です。

○矢澤 有料というと、1回幾らぐらいのがあるんでしょうか。

○廃棄物政策課長 詳細にちょっと、申し訳ございません、記憶しておりませんが、100円とか200円というようなことだったというふうに記憶しております。以上です。

○矢澤 100円、200円といいますと、100円で週3回で300円、一月1,200円から1,500円、もし200円だったらその倍になりますけれども、つまりごみ出し困難の場合はそういうところを利用して、つまり自己負担で、自己責任でこれをやってくださいというふうに言っているように聞こえるんですけども、そこはどうですか。

○廃棄物政策課長 たすけあいサービスについての有料というところは、あくまでも民間のサービスというところでございます。私どもの市のごみ出し困難者支援収集につきましては、あくまでも公共のサービスということでございますので、この有料、無料の差がついているというところでございます。また、このたすけあいサービスを御利用いただいている方の中には、やはり対価として地域の方々にそういう支援をいただいているというところで、そういったところで多少なりとも対価を支払いたいというような方もいらっしゃるというふうには伺っております。以上でございます。

○矢澤 本来ごみ出し困難な人たちを支援するというふうな形でやるんだったら、

そういうふうにお金出してもやってもらいたいという人たちが自分のお金出さなくてもできるようにしてあげるのが本来の制度の趣旨というか、魂だと思うんですけども、その辺のところは私は改善していくべきだというふうに思っています。基準外で認定している人があると言いましたけど、何件くらいですか。

○**廃棄物政策課長** 基準外での認定につきましては、全体71件のうち31件ということになっております。以上でございます。

○**矢澤** 基準外31、じゃその主な理由はどんなことですか。

○**廃棄物政策課長** 認定外の主な事例でございますが、例えば要介護1というようなことであっても歩行が不安定で歩行器を利用しなければならないとか、あるいは集積所までの距離が非常に長い、100メートルぐらい離れているというような方、そういった方も柔軟に認定するとか、あるいは認知症が進行していてごみ出しの日をよく理解できないというような方がいらっしゃったりとか、あるいは脳梗塞などで半身麻痺の状態が現状でも残るといような、そういった方々についてヒアリングをさせていただいて、生活状況、周辺環境、そういったところも踏まえて認定をさせていただいているものでございます。以上でございます。

○**矢澤** そうすると、71件のうちの31件というと、半分とまでいかないけども、46%、7%ぐらいはこの基準外というふうになるんですけども、ということは制度が現実に合っていないんじゃないかというふうにも言えるんじゃないでしょうか。こういうところを要介護3というふうなことでくくらないで、やっぱりもっと広くやっていくという姿勢を持つべきじゃないかなというふうに思うんです。我孫子市は、要支援もしくは要介護と認定された者と、あと同等と認められる者というふうになってやっています。野田も大体同じような基準でやっていると思うんですけども、柏市はこういうふうなある意味で広くやるということを取らない理由は何ですか。

○**廃棄物政策課長** 繰り返しになりますが、他市と違う柏市の特徴といたしましては、既存のごみ出しサービス、たすけあいサービスという民間のサービス、町会であったり、NPOであったりやられているサービスがあると。そういったところでの役割分担ということを考えております。また、この役割分担が求められているというところにつきましては、環境省の出しておりますガイドラインというのがございますが、そちらにつきましても地域で既にそういったボランティア活動が根づいている場合については、そういった枠組みを維持するということ踏まえて制度設計を行うようにというふうな、そういった内容についても言及されているというところで、柏市としてはもともとあったサービスと、それと共存しながら市のサービスを進めていくと、そういう考え方でやっております。以上でございます。

○**矢澤** 現実にはやっぱりいろいろな場所があると思うんですよ、事情を見れば。それがうまくいっているところもあるかもしれないし、そうではなくて、仕方なくて、お金払わざるを得ないけども、仕方ないからお願いしているとか、やるのは困難だけども、仕方なくてある意味じゃそういう活動をしているという、その地域もあるから、もっとよく地域を見ていただきたいし、我孫子市で利用している世帯は

現在184世帯で217人と聞いています。これは、人口比でいうと柏でいえば700人ぐらいなんです。利用者は要介護1の人が一番多いと。2番目は要支援2、3番目が要支援1、4番目が要介護2だというふうに聞いています。こういう層がやっぱり多く利用するというような形で、ぜひ柏市にももっと広くこれを受けれるような取組にしてほしいなと思います。

次に、環境政策推進事業について伺います。温暖化対策という、この気候変動の問題で温暖化対策という問題は、今行われている衆議院選挙でも大きな争点の一つになっています。気候問題が深刻になる中で、柏市としても重要課題としてやはり取り組む必要があるんじゃないかと思っています。柏市の環境基本計画、これの4番目の中には、地球環境等の広域な環境問題は、国等の方針に合わせながら可能な限り独自性、先進性のある取組をするというふうに示されています。この令和2年度に行ったエコハウスの補助金事業もその一つだと考えてよろしいでしょうか。

○次長兼環境政策課長 エコハウスにつきましても、国が2050年までの脱炭素化の実現に向けて実現が表明化されているその方向性に歩調を合わせて進めていくものと考えております。その一つとして、エコハウスの補助金も位置づけられると考えております。

○矢澤 先ほどの質問にもありましたけども、太陽光発電設備、これありました。134件というふうなことなんですけども、平成28年じゃ270件ということで、これは半分以下になっちゃっているのかな、というふうに減っているんです。これというのは、先ほどもちょっと説明はあったんですけども、そこで家庭用でつくっても売電価格というか、余った電気を売る価格が安くなったというところでこの利用が少なくなったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○次長兼環境政策課長 それも一つの理由と考えております。

○矢澤 今本当に自然エネルギー増やしていこうという、それを目指す動きに逆行するような、これは国の問題だと思うんですけども、逆行するような政策があることが私はすごく大きな問題だと思っています。しかし、それだけじゃなくて、補助率の問題もあると思うんです。太陽光発電とか蓄電関係、この設置費用というのは、規模によって少し違うと思うんですけども、大体幾らぐらいの費用がかかると考えていますか。

○次長兼環境政策課長 太陽光発電設備につきましては、柏市の補助実績等から導き出しております約74万円、それから家庭用燃料蓄電池システム、エネファームにつきましては約100万円、蓄電池につきましては約78万円と考えております。以上です。

○矢澤 補助は、たしか太陽光発電が上限9万とか蓄電関係は上限10万となっているとは思いますが、温暖化対策の環境基本計画の目標から見てももっと補助率を高くしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そうでなければ先進性のある取組というふうに言えないと思うんですけど、その辺はどのように考えていますか。

○次長兼環境政策課長 柏市の現状から申し上げますと、設置費に対して補助率は5%から約25%ということになっておりまして、こういったことと併せまして再生可能エネルギー等の導入のハードルというのは、御案内のとおり、イニシャルコストが非常に高いというところがございますので、ここの国費を用いた価格低減等の支援等につきましては、中核市市長会からも国に要望しているところがございます。以上です。

○矢澤 ぜひ国や県への働きかけも強めて、取組を強めていただきたいと思います。公共施設等への太陽光発電の設置状況、この令和2年度はどうなっていますか。

○次長兼環境政策課長 こちらにつきましては、土小につきましては太陽光パネルを屋根のほうに設置しております。以上です。

○矢澤 これ今後この公共施設等へ増やしていくという計画はありますか。

○次長兼環境政策課長 現在のところ新設改修につきましては、私どものほうで柏市公共施設等低炭素化指針というのがございまして、そちらのほうで、財源等の調整もちろんございますが、進めていこうと思っておりますが、そのみならず既設の施設につきましても太陽光発電やLED照明の設置等は進めていきたいと思っております。その推進に向けましていろいろ課題がございますので、その辺を今情報収集し、実際に進めていけるように準備を進めているところがございます。以上です。

○矢澤 最初に言いましたように、本当にこれは気候危機につながる深刻な問題なので、自治体としても積極的に進めていってほしいと思います。

次に、平和啓発事業について、報告書の158ページお願いします。今回65万256円、元年度は63万ちょっとで1万ちょっと増えているんですが、この運営委託の内容お示してください。

○協働推進課長 平和に関する事業を行ってございまして、令和2年度は平和kyo演+という事業を行ってございました。昨年度と大体同じような、結果的には大体同じような事業費となっております平和事業を行ってございます。以上でございます。

○矢澤 私前決算やったときには平成26年度で、この年には108万6,500円でした。これは記念事業があつて多かつたんですけども、その後が次の年が67万とがんと減ってしまったんですけども、我孫子市はそういう状況の中でもやはり令和2年に中学生9名、被爆地、広島に派遣するというふうなことで取組をしています。被爆者とか戦争体験者が高齢化したり、亡くなっていく中で、若い人が語り部として働く、関係していくというところ、そういう取組も広がってきていますので、ぜひ柏市でも、あまりにもちょっと私は少ないと思いますけども、今後今年度以降の充実というふうなことをしてはと考えていますが、どのように考えていますか。

○協働推進課長 柏市においても柏・麦わらぼうしの会という団体の協力を仰いで朗読会というのを行っておりまして、その自主事業では本年度田中小学校が朗読劇を語ったり、そういった事業も行っております。以上でございます。

○矢澤 本当にこれは強めていっていただきたいと思います。時間ですけど、もう



一つよろしいですか。

○委員長　じゃ、短めにお願いします。

○矢澤　広報かしわについて伺います。決算書177ページです。まず、1つ、編集の進め方、特にじゃ短く1面の編集の進め方についてお示してください。

○広報広聴課長　1面につきましては、市の新規事業や重要なお知らせなど、各部署から情報の集約をするわけではなくて、新型コロナウイルスであるとかワクチンの接種のタイミングであるとか、そういった今お知らせするべきものをとということで、テーマを約2か月前から決定しまして編集、校正等を進めているところでございます。以上です。

○矢澤　それでは、そのやり方が今にも続いていると思うんですけども、今期の8月15日号が非常に市民の方から私も批判受けまして、私もお叱りの電話を受けました。直接謝るといふ言い方もおかしいんですけども、事情も説明したりもしたんですけども、その時々には伝えると今お話があったんですけども、やっぱりしっかり情勢を見て編集してほしいと思いますし、情勢によっては、大変かもしれないけど、2案つくるぐらいの必要性があったらそういうふうな体制も取るべきだと思うんですけども、今回の8月15日号も含めて、市民の意見の受け止め方、また今後の考え方ちょっとお示してください。

○広報広聴課長　決してコロナウイルスの関係の情報を軽視しているわけではなくて、これまでも定期的に毎号毎号掲載しておりますし、今後もきちんと枠を取って掲載していこうというふうに考えております。また、新型コロナウイルスが発生してから確かに広報の1面というのは非常に差し替えをしたり、意外と苦しんでおります。私も実は何度か職員に1面を差し替えてくれと命じておりますので、やはりきちんと時期を捉えて、何を伝えるべきかということを考えていきたいと思っております。以上です。

○矢澤　ぜひその辺で充実させていただきたいと思えます。以上です。

---

○委員長　続いて、渡部委員、どうぞ。

○渡部　まず、国民健康保険事業から伺いたいと思えます。昨年は非常に新型コロナの影響を受けました。それで、傷病手当についてなんですけども、傷病手当について件数、金額をお示してください。

○次長兼保険年金課長　新型コロナウイルスに関わる傷病手当金の人数でございますが、19人で延べ21件、金額としては189万8,500円を支給いたしました。以上でございます。

○渡部　国保の保険料のほうなんですけども、保険料の減免については2020年度はその件数と金額もお示してください。

○次長兼保険年金課長　同じく新型コロナウイルスに関わる減免でございますけれども、令和2年分として774件で、減免金額は1億3,130万5,700円でございます。

○渡部　特に保険料の減免について増えたなというふうにちょっと思っています。

それで、傷病手当、それとその保険料の減免の金額、これは全額国から補填される、されたてよろしいでしょうか。

○次長兼保険年金課長 その予定でございます。

○渡部 全額来るということは、柏市の国保会計には影響を及ぼさないということだと思います。それで、これもこの間議会でも度々議論になりましたけども、やはり自治体による違いというのが非常に大きいんですね。ただ、県内で見ますと、柏市より多いというのは幾つか確かにあります。千葉市ですとか、あと松戸、近隣だと松戸、あと大きなところでいうと千葉市なんか件数多かったと思います。あと、都内ですとこの間出ていた江東区、あと新宿区などが非常に多いです。その違いについて担当課としてはどのように捉えているのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 柏市としましては、いろいろな機会を捉えて広報でしたりとか、あとホームページ、あと随時御相談があったときに御案内させていただいております。コロナの減免の規定そのものがなかなか就業状況によって変わりますので、どういう就業形態かによってやはり地域性とかもあるのかなとは考えております。以上でございます。

○渡部 周知について私はやはり工夫が必要だったというふうに思います。保険料の減免件数が多いところというのは、全ての対象者にきちんと申請書そのものを送ったところもありますし、あと市役所に減免の申請のコーナー、これを設けた自治体なども全国にあります。本当にコロナの影響で事業が大変になっている、保険料納めるのが大変になっていると、それで市に国のほうから全額来るという制度ですから、やはりそこは周知についてはもっと工夫をしていただきたかったなと思います。それと、減免のほかにも徴収猶予が国の制度であったと思います。この徴収猶予については、柏市の場合ほどのくらいの件数があったのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 令和2年度の徴収猶予の申請件数でございますけれども、495件ございました。以上でございます。

○渡部 徴収猶予の期間なんですけども、税のほうはたしか1年でした。国保のほうの徴収猶予の期間というのはどのくらいでしょうか。

○次長兼保険年金課長 徴収猶予の期間は、支払いを最長6か月間遅らせることができる制度でございます。

○渡部 実際には今年も大きな影響を受けているわけです。そうすると、支払いを待ってもらってもまた次の支払いが、今年に入れば、今年に入ったらまた今年の保険料があるわけで、それと合わせて納めなければならないというのは、非常に加入者にとって負担が重いのではないかなと思うんですね。この徴収猶予をされて、その後の対応ですとか、何か対策を取られたことってあるのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 やはり滞納される方、徴収猶予を御希望される方というのは、その方、その方でかなり条件ですとか状況が異なりますので、事細かにお聞き取りをして、寄り添った形で該当できる減免制度であったりとか、何か制度がないかということは日々課内で連携を取って調整しているところでございます。

○渡部 引き続きこれは非常に丁寧な対応を取っていただきたいし、今年も減免は続いていると思います。ただ、ちょっと条件が前々年比じゃなくて前年比の減少となると、また非常に厳しい要件だなと思います。やはり市民に本当に寄り添った対応をしていただきたいなと思います。それで、資格証明書と短期保険証についてなんですけども、前々年比でいえば去年は発行枚数が減っています。これは何か要因があったんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 短期保険証の発行でございますけれども、去年はコロナ禍におきましてなかなか聞き取りですとか被保険者の方と接触が難しかった状況ですので、新規発行を取りやめたところでございます。

○渡部 今短期保険証の新規発行をやめた、資格証明書のほうも同じような対応をなさったんでしょうか。

○次長兼保険年金課長 同様でございます。

○渡部 私ども発行そのものがやはり課題あるなと思ってはいますけども、本当にそういう丁寧な対応を取っていただきたいし、今年についてもやはり同じような対応を求めたいと思います。

次に、水道事業について伺います。先ほども漏水の質問が出ていましたけれども、2020年度給水管と配水管の漏水のそれぞれの件数と修繕に要した金額についてお示しく下さい。

○配水課長 漏水の件数でございます。本管の自然漏水件数につきましては、令和2年度9件、それから給水管の漏水件数につきましては295件となっております。それと、この修繕に要した委託費用につきましては7,626万272円となっております。以上です。

○渡部 私率直に漏水の件数が非常に多いなというふうに感じました。先ほど有収率の関係では少ないような、あとは素早く対応したような答弁がありましたけれども、件数自体を他市となかなかちょっと比較できなかつたんですね。比較できた範囲では、柏市のこの漏水件数って非常に多いなという印象を持ったんですけども、市のほうとしてはこの漏水件数についてはどのように捉えているのでしょうか。

○配水課長 漏水件数につきましては、給水管のほうは今件数、昔と比較したような件数はちょっと分からないんですけども、配水管、本管につきましては今から20年ほど前につきましては大体年間40件ほどの漏水がございました。ここ5年間につきましては、大体年間10件ほどとなっております、本管漏水につきましては当時と比べれば大分減っているというような状況ではございます。以上です。

○渡部 この漏水が分かるというのは、市民からの通報が多いのではないかなと思いますけども、柏市が独自にその調査をして漏水が見つかる件数、大体比率としてはどんな状況になっているのでしょうか。

○配水課長 漏水調査委託、令和2年度につきましては各戸の個別の音聴調査というのを委託発注しておりまして、調査件数につきましては1,946戸の調査をしておりますが、この中で漏水が発見されたのが9件となっております。ちょっと1%に満た

ない状況の漏水発生件数となっておりますが、今後もこういったことを続けていきたいと考えております。以上です。

○**渡部** 今委託によってその調査をやっているという話でしたけれども、メーターのところだけではなくて、例えば道路の下の埋設、道路下に埋設されている水道管の音聴調査、音を聴く調査というんですか、音聴調査というのは、これは委託でなくて道路上の道路の中の漏水についてのその調査というのはどのようになさっているのでしょうか。

○**配水課長** 道路音聴調査につきましては、ちょっと令和2年度はやっておりませんが、今年度、令和3年度に実施しております。どういった調査がいいのかというのはいろいろやってみて、効率的な方法を探っていきたいと考えております。以上です。

○**渡部** 今令和3年は実施したということですが、それは委託ではなくて柏市が直接やったということでしょうか。

○**配水課長** 令和3年度の調査については委託で実施しております。以上です。

○**渡部** そもそも全体的にこれは全国的な傾向として、老朽管が増えていて、老朽化に対してきちんと更新していくのがなかなか追いつかないという状況もあるように聞いています。柏市の場合、恐らくその基準がいろいろもちろん耐用年数の関係、それと管の内容、塩ビだとか铸铁管とかいろんなそれによっても耐用年数は違うと思うんですけれども、更新計画を持って計画的に漏水が発見される前にきちんと計画的に改修をしようという、その計画に基づいて2020年度は改修を行っているのでしょうか。

○**配水課長** 現在進めています水道管の改修につきましては、現在の計画、平成27年度に策定しました柏市水道ビジョンを基に事業を進めております。28年から10年間の計画になっておりまして、令和3年から7年度の更新の延長につきましては約65キロを予定しております。以上です。

○**渡部** それで十分に改修できるような計画なんでしょうか。この計画については、全国的な課題として見直さなければ本当に安定した水道供給ができないということも指摘をされていると思うんですけれども、柏市はこの計画については特に今変えるとかいうものは持っていないのでしょうか。

○**配水課長** 現在の改修につきましては、老朽化の対策というのと、それから管の耐震化というのを併せて実施をしております。この中で、現在は前倒し、この後半に管のボリュームゾーン、改修のボリュームゾーンがくることから、前倒しをして実施している状況でございます。以上です。

○**渡部** 先ほどから柏市の場合は、かなり委託でやっている部分が多いのではないかというふうに思いました。それで、職員が直接柏市が調査もやるということは非常に私は必要ではないかなと思います。その点で水道部の職員のこの間の推移なんですけれども、減っているのではないかなと思うんですけれども、職員数のこの間の推移についてお示しくください。

○次長兼総務課長 水道部の職員数については、過去は90人以上いたこともございますが、現在ここ数年は60人、63名とプラス再任用とかという状況になってございます。以上でございます。

○渡部 特に職員数の減少で心配するのは、配水課の維持補修担当職員なんですね。私が前のその資料を見たときは、例えば平成17年だと17人の維持補修の担当の方がいました。今は恐らく8人ほどではないかなと思うんですけども、やはり専門的な知識がきちんと継承されて、経験も蓄積されて、そういう職員をきちんと育てていくということも必要ではないかと思えます。この維持補修担当について、やはりちょっと少なくなり過ぎているのではないかなという感想をちょっと持っているんですけども、職員の中でもここは大事ではないかと思えますが、水道部のほうの見解はいかがでしょうか。

○配水課長 維持補修につきましての御質問でございます。確かに配水課は維持補修にかかわらず、水道の改修工事につきましても経験という要素が大きくなっている職場だと思っております。この中で今後定年退職者が出てきます。そういったことも含めまして、その技術の継承というのは課題になっておるところでございます。配水課につきましては、専任職員ということで長期に在課する職員も2名おりますので、こういったところで経験とかそういったものが継承されるものと考えております。以上です。

○渡部 じゃ、最後に意見なんですが、今課題になっているという言葉もありました。やはり必要なところにはきちんと職員は配置をして、市民の安全な水道の供給に努めていただきたいと思います。以上です。

○委員長 以上で日本共産党の質疑を終わります。

---

○委員長 以上で市民環境委員会所管分の審査を終わります。

次の委員会、教育民生委員会所管分は、11月1日月曜日の午後1時から開きます。

以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 3時48分散会